

鹿屋市保育所等LPガス価格高騰対策支援事業（第2回）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、物価高騰等の影響を受けている市内の保育所等が、利用児童に対する安定した支援を継続できるよう、LPガスの価格高騰分の一部を支援するために鹿屋市保育所等LPガス価格高騰対策支援給付金を支給する事業を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 前条の趣旨に基づき、鹿屋市（以下「市」という。）によって支給される鹿屋市保育所等LPガス価格高騰対策支援給付金をいう。
- (2) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条の規定により認可を受けた保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は法第6条の3第9項から第12項までの事業を行う施設であって鹿屋市特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制の整備に関する規則（平成27年鹿屋市規則第21号）第3条の規定による確認を受けたものをいう。
- (3) 支給対象施設 市内に所在する保育所等のうち、LPガスを使用している施設をいう。
- (4) 対象者 支給対象施設を運営する法人等をいう。
- (5) 定員 1支給対象施設ごとの令和5年6月1日現在の定員をいう。

（給付金の額）

第3条 対象者に対して支給する給付金の額は、1支給対象施設ごとに別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額（2以上の支給対象施設を運営している対象者にあつては、当該額を合算した額）とする。この場合において、保育所等の分園は1支給対象施設として取り扱うものとする。

（支給の回数）

第4条 給付金の支給は、1対象者につき1回限りとする。

（支給の通知等）

第5条 市長は、対象者に対し、給付金の支給の通知を行う。

2 給付金を受給しようとする対象者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市保育所等LPガス価格高騰対策支援給付金支給要件確認書兼振込口座申出書（別記様式。以下「確認書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、令和6年3月15日までに前項の確認書を受理した場合は、速やかに申請者に対して給付金を支給する。

（支給の方式）

第6条 給付金の支給は、前条第2項の確認書により申し出た口座（以下「振込口座」という。）に振り込む方式により行う。

（振込みができなかった場合の取扱い）

第7条 市長が第5条第3項及び前条の規定により給付金を支給する手続を行ったにもかかわらず、振込口座の解約、変更等による振込不能その他対象者の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに振込みが完了できない場合は、当該申請者は給付金の受給を辞退したものとみなす。

（不当利得の返還）

第8条 市長は、給付金を支給した後に支給対象施設の要件に該当しないことが判明した場合又は偽りその他不正の手段により申請者が給付金を受給した場合は、申請者に対し、支給した給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

3 第8条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

区分	給付金の額
定員50人以下	1,000円
定員51人以上150人以下	3,000円
定員151人以上	4,000円

別記様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

所在地
法人名
施設名
代表者氏名

鹿屋市保育所等LPガス価格高騰対策支援給付金支給要件確認書兼
振込口座申出書

鹿屋市保育所等LPガス価格高騰対策支援給付金の給付を受けたいので、鹿屋市
保育所等LPガス価格高騰対策支援事業（第2回）実施要綱第5条第2項の規定に
より提出します。

1 給付金の額 _____ 円
(内訳)

区分	金額 ①	支給対象施設数 ②	給付金の額 ① × ②
定員50人以下	1,000円		円
定員51人以上150人以下	3,000円		円
定員151人以上	4,000円		円
合 計			円

注 区分は、令和5年6月1日時点の定員によること。

2 振込口座

金融機関名		支店名等	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			